



大阪労働局発表  
令和2年5月28日

【照会先】  
大阪労働局総務部  
労働保険適用・事務組合課  
電話06(4790)6340

事業主の皆さまへ

労働保険の年度更新が始まります！

本年度の年度更新は

申告・納付期間を延長しました。

令和2年度の労働保険の年度更新につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、中小事業主、個人事業主の方々が労働保険の年度更新（申告・納付）を円滑に実施する環境を整えるため、申告・納付期間を

6月1日～7月10日（金）（例年）



6月1日～**8月31日（月）（令和2年度）**

までの3月間の期間に延長しました。

◎新型コロナ税特法による納付猶予の手続きも、年度更新手続きと併せて行うことができます。

厚生労働省ホームページ [http://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_10647.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10647.html)

【申告書の発送は】 5月27日（水）～5月29日（金）

【申告書の提出先は】

同封しております返信用封筒をご利用いただき、郵送にて大阪労働局へ提出願います。

24時間利用可能な、電子申請も是非利用ください。

※金融機関では、同時納付（申告書と納付書を切り離さずに金融機関《銀行、信用金庫の本店・支店、郵便局等》の窓口で保険料を納付）する場合に限り、申告書も提出することができます。

（注意：この場合、申告書控えに受付印の押印はありません。）

## 1 労働保険の年度更新とは

労働保険の保険料は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間（これを「保険年度」といいます。）を単位として計算されることになっており、その額はすべての労働者（雇用保険



**安心して働きたい!**

令和  
2年度

申告と納付はお早めに

**労働保険の年度更新**

〈労災保険・雇用保険〉

**6/1月 ▶ 8/31月**

●年度更新申告書は5月末頃に送付する予定です。●口座振替による納付が便利です。  
●電子申請は時間帯を問わず、いつでも申請が可能です。是非ご利用ください。

厚生労働省 年度更新お知らせページ [年度更新](#) [お知らせ](#) [検索](#)

厚生労働省

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署・公共職業安定所・  
(一社)全国労働保険事務組合連合会・全国社会保険労務士会連合会

厚生労働省ホームページ  
[www.mhlw.go.jp](http://www.mhlw.go.jp)

については、被保険者) に支払われる賃金の総額に、その事業ごとに定められた保険料率を乗じて算定することになっております。

労働保険では、保険年度ごとに概算で保険料を納付いただき、保険年度末に、賃金総額が確定したあとに精算いただくという方法をとっております。これを「年度更新」といいます。

事業主は、前年度の保険料を精算するための確定保険料の申告・納付と新年度の概算保険料を納付するための申告・納付を令和2年度については、6月1日から8月31日までの間に行っていただく重要な手続きとなっております。

**労働者（パートタイマー、アルバイトを含む）を一人でも雇用していれば労働保険に加入する必要があります。**

## 2 労働保険の「年度更新申告書」に関するお問い合わせは

「年度更新申告書」に関するお問い合わせはコールセンターへ

お問い合わせ先電話番号 **0120-560-710**

受付時間：9時～17時まで（土日祝日を除く）

開設期間は、令和2年5月29日（金）～7月14日（火）です。

※ 厚生労働省では、今年度も、年度更新申告書等の審査について民間事業者に委託しています。

年度更新申告書等の記載内容について、

民間事業者 (株)アセンサ

から問い合わせをさせていただくことがありますのでご了承ください。

### 3 労働保険の電子申請とは

労働保険の申告は、カンタン・便利な電子申請が利用できます。書面での手続きではなく電子申請を、インターネットを経由して24時間いつでも申請や届け出が行えます。

労働保険の電子申請は、[e-Gov](http://www.e-gov.go.jp/shinsei/index.html)（電子政府の総合窓口）ウェブサイトからご利用いただけます。

<http://www.e-gov.go.jp/shinsei/index.html>

### 4 労働保険料等の口座振替納付の方法は

届出のあった口座から金融機関が労働保険料及び一般拠出金を引き落とし、国庫へ振り替えることにより、納付するものです。

#### ★ 口座振替による納付のメリット ★

- ◎ 金融機関等の窓口に出向くことなく、労働保険料の納付ができます。
- ◎ 一度、口座振替の手続きをいただければ、翌年度（納期）以降も継続して口座振替により納付することができます。
- ◎ 手数料はかかりません。
- ◎ 保険料の引き落としに最大約2か月のゆとりができます。

#### 【 口座振替の申込手続 】

口座振替納付開始を希望する納期に応じて以下の締切日までに、申込用紙（「労働保険保険料等口座振替納付書送付（変更）依頼書兼口座振替依頼書」）に、ご記入いただき、口座を開設している金融機関の窓口にご提出ください。

納 期	第1期	第2期	第3期
申込締切日 (金融機関の窓口あて)	2月25日【終了】	8月14日	10月12日

申込用紙は、[厚生労働省ホームページ](#)からダウンロードしていただけますが、

[労働局・労働基準監督署の窓口](#)でもお配りしております。

厚生労働省 労働保険 口座振替

検 索



## 5 労働保険の事務処理を労働保険事務組合に委託するには

### 1 労働保険事務組合とは

事業主の委託を受けて、事業主が行うべき労働保険の事務を処理することについて、**厚生労働大臣の認可を受けた**中小事業主等の団体です。

大阪労働局のホームページに大阪労働局管轄の事務組合名簿を掲載しております。

**大阪労働局 事務組合名簿**

**検 索**



### 2 労働保険事務組合への委託手続は

労働保険事務組合に労働保険の事務処理を委託するには、まず「労働保険事務委託書」を労働保険の事務処理を委託しようとする労働保険事務組合に提出します。

委託する際には、労働保険事務組合への入会金・委託手数料等が必要になる場合がありますので、必ずご確認ください。

### 3 委託できる事業主は

企業全体で常時使用する労働者が

- (1) 金融・保険・不動産・小売業（飲食店を含む）にあつては **50人以下**
- (2) 卸売の事業・サービス業にあつては **100人以下**
- (3) その他の事業にあつては **300人以下**

の事業主です。

### 4 委託できる事務の範囲は

労働保険事務組合が処理できる労働保険事務の範囲はおおむね次のとおりです。

- (1) 概算保険料、確定保険料などの申告及び納付に関する事務
- (2) 保険関係成立届、任意加入の申請、雇用保険の事業所設置届の提出等に関する事務
- (3) 労災保険の特別加入の申請等に関する事務
- (4) 雇用保険の被保険者に関する届出等の事務
- (5) その他労働保険についての申請、届出、報告に関する事務

なお、印紙保険料に関する事務並びに労災保険及び雇用保険の保険給付に関する請求等の事務は、労働保険事務組合が行うことのできる事務から除かれています。

### 5 事務処理委託のメリットは

- (1) 労働保険料の申告・納付等の労働保険事務を事業主に代わって処理しますので、**事務の手間**が省けます。
- (2) 労働保険料の額にかかわらず、**労働保険料を3回に分割納付**できます。
- (3) 労災保険に加入することができない事業主や家族従事者なども、**労災保険に特別加入**することができます。